

# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第19回）議事録

第1 日時 平成23年12月20日（火） 14時00分～16時20分

於、総務省8階第1特別会議室

## 第2 出席者

### （1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、斎藤 聖美、  
新町 敏行（以上5名）

### （2）専門委員（敬称略）

菅谷 実（以上1名）

### （3）総務省

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、  
安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、  
木村 公彦（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課長）、  
大村 真一（料金サービス課企画官）、中沢 淳一（番号企画室長）

### （4）事務局

藤江 研一（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

## 第3 議題

- （1） ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方【平成23年3月1日付け  
諮問第1214号】
- （2） 携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方【平  
成23年5月25日付け 諮問第1215号】
- （3） 災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方【平成23年  
10月4日付け 諮問第1216号】

## 開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第19回の情報通信審議会、電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日の出席状況でございますけれども、委員及び臨時委員7名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。なお、審議事項の説明のため、菅谷専門委員にご出席をいただいております。

また、本日の会議は公開で行います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は3件でございます。

## 議 題

ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方【平成23年3月1日付け 諮問第1214号】

○山内部会長　まず初めに、諮問第1214号、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について審議をいたします。

本件につきましては、11月1日開催の当部会において決定した答申案を、11月30日までの間、意見招請に付し、寄せられた意見を踏まえ、電話網移行円滑化委員会及びブロードバンド普及促進のための競争政策委員会で検討をいただきました。本日は、各委員会の主査または主査代理から委員会での検討結果の概要を報告していただきまして、その後に詳細について事務局から説明をいただきたいと思っております。

本件につきましては、すべての説明が終わりましてから、まとめて意見交換させていただきます。

では、早速でございますが、まずは電話網移行円滑化委員会の主査代理でいらっしゃいます相田委員からご報告を願いたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○相田部会長代理　ただいまご紹介いただきましたように、電話網移行円滑化委員会の主査代理といたしまして、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」のうちの、お手元の資料19-1-1では第I編「電話網からIP網への円滑な移行の在り

方について」につきまして、これまで調査審議した結果の概要についてご報告いたします。

本件につきましては、昨年の11月にNTT東西が、2020年ごろから従来の電話網をIP網へ計画的な移行を開始し、2025年ごろに完了するという考え方を公表したことを受けたものでございます。NTT東西の電話網の移行は、利用環境や競争環境に多大な影響を与えることが想定されることから、ブロードバンド普及促進に向けて、当該移行を円滑に実現する観点から生ずるさまざまな課題を整理すべく、本年3月1日に総務大臣から諮問を受けたものでございます。

本件の検討に際しましては、電話網移行円滑化委員会におきまして、電話網移行に向けた利用者への対応や事業者への対応等について審議を積み重ねてまいりました。先ほど山内部会長からご紹介がございましたように、計7回の調査検討を経た後、11月1日のこの部会におきまして答申（案）を取りまとめていただきまして、11月3日から11月30日までの間、意見募集が行われました。その後、寄せられたご意見を踏まえまして、12月15日に当委員会で最終的な答申（案）を検討させていただきました結果が、お手元の資料19-1-1の第I編でございます。これらの詳細につきましては、後ほど総務省から説明いただけるということでございますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

引き続きまして、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会からの報告につきましては、私が主査をさせていただいておりますので、私から、概要をご報告させていただきます。「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」のうち、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方につきまして、この委員会で調査審議をした結果のご報告でございます。

本件につきましては、いわゆる国民生活の利便性の向上あるいは経済の活性化、国際競争力の強化等、こういったものを実現するために極めて重要な位置を占めておりますブロードバンドの普及促進を図るという観点から、3月1日に総務大臣からの諮問を受けたもののうち、競争政策の在り方について扱ったものでございます。本件の検討に際しましては、ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会におきまして、次のような諸点、NGNのオープン化による競争政策、モバイル市場の競争促進、線路敷設基盤

の開放による設備競争の促進、競争政策環境の検証等について審議を重ねてまいりました。

合計で7回の調査検討を行いまして、先ほど申し上げましたように、11月1日の電気通信事業政策部会におきまして答申（案）がまとめられました。その後、11月3日から30日までの間、意見募集が行われまして、その後、寄せられたご意見を踏まえまして、12月13日の当委員会ですらに調査検討を加えたということでございます。検討の結果が、お手元でございます「答申（案）への意見及びこれに対する考え方」並びに意見招請結果等を踏まえた修正後の答申（案）ということになります。これを当委員会の検討結果とすることといたしました。これにつきましても、引き続き事務局から具体的な内容について説明をしていただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いたします。

○古市事業政策課長　それでは、ご説明させていただきます。

お手元の資料19-1-2が、答申（案）に対して寄せられました意見及びそれらに対して電話網移行円滑化委員会及び競争政策委員会において取りまとめられた考え方（案）をまとめたものでございます。これらの中から、主な意見及びそれらに対する考え方（案）を抜粋した資料19-1-3に基づきまして、ポイントとなる部分を中心にご説明させていただきます。

まず、総論的な意見として意見1-2、電話網からIP網への移行に関しては、NTT東西の概括的展望をベースにした議論にとどまり、また競争環境整備については基本的な視座の整理にとどまっているという意見については、概括的展望については、移行スケジュールの妥当性やサービスの分類の妥当性について、さまざまな観点を踏まえつつ、特定の予断なく検討を行ったものであり、電話網移行円滑化委員会としてもフォローアップを行っていくこととしている。また、競争政策に関する検討結果は第Ⅱ編に示したとおりであるが、今後、総務省、関係審議会等において、具体的なルールの見直し等に向けて速やかな対応を行っていくことが適当であるとしております。

意見1-3、設備競争を損なわないよう留意しながら競争政策を進めていくことが必要。NTT東西からのより具体的な情報開示が不可欠。PDCAサイクルを回すことが重要との意見については、競争促進を図るに当たっては、設備競争とサービス競争のバランスをとりながら具体的な方策を検討することが常に必要となる。PDCAサイクルについては、電話網移行円滑化委員会及び競争政策委員会としてもフォローアップを行

っていくこととしている。NTT東西からの情報開示については、利用者や事業者の予見性・透明性を確保していくことが求められるとしております。

2ページをご覧ください。次に、第I編、電話網からIP網への円滑な移行の在り方についてに関する意見でございます。

総論に関して、意見2-3、PSTNの移行先は必ずしもNGNに限定されず、各事業者の競争と利用者の選択により決まるものとなる。よって、電話時代の競争ルールをNGNに持ち込む必要はないとの意見については、NGNは一種指定設備に指定され、PSTN上で提供されてきた基本サービスの継続的提供を担保する基盤となることが想定されている。今後、NGNがPSTNの基本的役割の多くを受け継いでいくとの考えに立つことが適当であるとしております。

第1章、「はじめに」に関する意見2-5、コア網とアクセス回線に係る二重コストが最終的に消費者負担となることを勘案し、可能な限り早期の移行を志向すべきとの意見については、NTT東西による更なる情報開示を含め、関係者が必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましい。なお、NTT東西による移行スケジュールについては、計画について継続的な検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていくことが適当であるとしております。

第2章、1、(1) 今後のネットワークの在り方に関する意見2-6、マイグレーション後において、競争環境の後退を招かないような政策を実現すべきとの意見については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

(2) 基本的視座に関する意見2-10、基本的視座の観点は、今後のフォローアップにおいて、本答申に示された取組の実施状況の評価基準等として活用すべきとの意見については、賛成意見として承るとしております。

意見2-11、PSTNからIP網への円滑な移行に向けて、「経済合理性」の観点も基本的視座の一つとすべきとの意見については、答申(案)に掲げた3つの基本的視座において、コスト面の観点等がそれぞれ示され、「経済合理性」の観点を改めて掲げる積極的な理由はないものと考えております。

次に、3ページをご覧ください。関連ネットワークの移行が与える影響に関する意見2-15、2020年代初頭においても1,000万から2,000万回線程度のメタル回線が残り、光回線と併存することが見込まれることから、すべてのアクセス回線が光化される前提での議論は不要であるとの意見については、アクセス回線については、関

係者が可能な限り早期に移行のスケジュールを共有することが必要としているところであり、今後、NTT東西から適時適切に情報提供が行われることが適当である。加えて、メタル回線が一定程度残るとした場合、NTT東西から利用者及び関係事業者に対し、今後の電話サービスの提供手法等について、可能な限り早期かつ逐次に情報提供が行われることが適当であるとしております。

2、NTT東西の「概括的展望」に関する意見2-19、短期間での移行を目指すべきであり、そのためにIP網への移行を魅力に感じるような新たなサービスを提供すべきとの意見については、可能な限り早い段階から具体的な移行計画を示すことで、利用者、事業者の予見性・透明性を確保していくとともに、公正競争環境の整備を通じ、ブロードバンドの普及促進を図っていくことが適当であるとしております。

3、関係者による合意形成に関する意見2-25、NTT東西が行う関係事業者間の意識合わせを行う場にて検討を進めるべき。また、全関係事業者の参加、オブザーバーとしての総務省の参加が必要との意見については、賛成意見として承るとしております。

次に、第3章、利用者対応、1、円滑な移行に向けた取組に関する意見2-28、NTT東西による移行情報の公開等がタイムリーに実施されることが必要との意見については、賛成意見として承るとしております。

2、サービスの分類の妥当性に関する意見2-32、サービスの維持・廃止の分類について検証を実施し、予期しない影響を及ぼすことが明らかになった場合はただちに区分を見直すべき。分類の基となる考え方を利用者が入手しやすい形で公表すべきとの意見については、分類の基となる考えについては、可能な限り公表していくことが必要であるが、ご指摘のとおり、情報弱者である利用者等が不利益を被ることがないようにする必要性の観点を含め、趣旨をより明確化する観点から、答申（案）の内容を以下のとおり修正するとしておりまして、後ほど本文でご確認いただきますが、資料19-1-1、21ページにおいて、「NTT東西は、分類の基となる考え方について、引き続き、可能な限り、利用者が入手しやすい形で公表していくことが求められる」と修正し、「利用者が入手しやすい形で」という文言を追加しております。

4ページをご覧ください。各サービスに係る課題に関する意見2-34、移行促進を行う中でNTT東西の加入電話での独占性が継承されていくことも排除することが重要との意見については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

移行後も維持されるサービスに係る課題に関する意見2-35、NTT東西において

は、IP網への移行後も維持されるサービスが利用者に利用しやすいものにするように努めるとともに、提供条件を可能な限りわかりやすい形で提示していく。また、公衆電話について、今後の在り方を検討していくとの意見について、賛成意見として承るとしております。

廃止サービスに係る課題に関する意見2-39、国民全体のコストを最小にするという考え方が重要であり、NTT東西は、具体的な情報を早期にわかりやすい形で開示すべき。また、基本的な付加機能サービスを接続事業者も利用している場合に、追加的負担なくこれらのサービスを継続して提供できる環境を確保すべきとの意見については、既存のサービスが廃止される場合、代替サービスの開発・提供や情報開示を通じて、利用者の選択を増やしていくことが適当である。また、多様なサービスが提供され得る環境を整備する観点から、公正競争環境を確保していくことが必要であるとしております。

その他の課題に関する意見2-44、利用者周知において、代替サービスを提供する可能性のある競争事業者等を含めた対応を検討すべきとの意見については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

次に、第4章、事業者対応、1の(1)、ア、コロケーション設備の減設に対応した電気料算定の見直しに関する意見2-48、電気料の扱いを柔軟化することが適当との考え方に賛同。実利用に応じた電気料を契約値とする運用をルール化することが必要との意見については、今後の検討に当たっての参考とさせていただきたいとしております。

意見2-49、他事業者の自己申告値に基づく電気料の負担は、客観性、公平性、適正性を確保できないことから、適当でないとの意見については、まず、答申(案)での考え方を4ページで示した後、5ページに、電気料の算定に当たって、客観性、公平性、適正性の観点から検討を行うことが必要である点をご指摘のとおりであり、NTT東西においては、電気料の扱いを柔軟化する方法について検討を行い、具体的な考え方について総務省に報告することが適当であるとしております。

コロケーション設備の撤去に伴う、いわゆる「6ヶ月前ルール」の見直しに関する意見2-50、「6ヶ月前ルール」を見直した上で、必要な取組を行うことが適当とする考え方に賛同。「転用に要する平均的な期間」を短縮すべき。転用に要する期間に関するデータは開示し、妥当性を判断することが必要との意見については、まずは転用に要する期間に関するデータを収集して「6ヶ月前ルール」の妥当性の検証を行うことが必要であり、これを踏まえて設備撤去に係るルールを見直すことが適当である。データ開

示の意見については、妥当性を判断するために必要な情報については開示されることが適当であるとしております。

コロケーションスペースに空きがない場合の増設の義務化に関する意見2-52、利用不可となっている収容局ビルについては、直近数カ月の設備計画の開示がなされるべき。「電力」等が確保できない場合も、円滑なマイグレーションができなくなる懸念があることに留意が必要との意見については、今後の参考とさせていただきたいとしております。

(2) マイラインの在り方に関する意見2-57、移行先のNGNにおいても、マイラインに相当する事業者間の競争環境は必要との意見については、まずはユーザニーズやNGNにおけるオープン化等の状況を踏まえた上で、IP網への移行期の競争環境整備の在り方を検討することが適当であるとしております。

メタル回線コストの在り方に関する意見2-60、接続料水準の上昇を抑制する手段を講じるべきとの意見については、移行期におけるメタル回線の接続料算定の在り方について、コストの検証を行い、さらなる適正化に向けた検討を行っていくことが必要である。メタル回線に係るコストについては情報通信行政・郵政行政審議会の昨年3月29日の答申において、「NTT東西においては、トラヒック・回線数の減少に応じ、一層のコスト削減効果が出るように努めることが適当」とされているとしております。

次に、6ページをご覧ください。意見2-64、PSTNマイグレーション後もメタル回線は一定程度残るものと想定。メタル回線は需要減が激しく、今後、接続料が上昇していくことが想定。仮に接続料の上昇を意図的に抑制した場合、円滑なIP網へのマイグレーションの阻害にもつながりかねないことを懸念との意見については、アクセス回線の加入光ファイバ回線への移行については、関係者が一定のスケジュールを可能な限り早期に共有した上で、移行の円滑化に向けてさまざまな方策について検討していくことが適当である。一定程度のメタル回線が残る場合においても、メタル回線がどの程度残存するか、そのメタル回線がどのように利用されると見込まれるかといった点について、より具体化されることが望ましいとしております。

メタル回線の撤去に係るいわゆる「4年前ルール」の在り方に関しての意見2-68、「4年前ルール」を遵守するが、アクセスのマイグレーションについて決定した段階で、必要な情報を速やかに接続事業者の説明するとの意見については、「4年前ルール」については、「代替サービス」の提供可能時期等について、今後の移行の進展を見据えた所

要の明確化を図ることが適当であるとしております。

次に、3、(1) ハブ機能の在り方等に関する意見2-85は、ハブ機能の実現に向けた事業者間精算の仕組み等について、早期に検討に着手することが適当とする答申(案)に賛同との賛同意見でございます。

緊急通報の扱いに関する意見2-94、緊急通報受理用回線については、今後、警察・消防機関の設備の更改時期に合わせてひかり電話対応機器を導入していただくよう説明していく。関係者の意見をよく聞いて対応していくとの意見については、IP網への移行に対応した緊急通報の在り方については、移行の進展に応じ、関係事業者等のニーズや懸念を踏まえつつ、引き続き検討を進めることが適当であるとしております。

7ページをご覧ください。番号ポータビリティの扱いに関する意見2-95、まずはNTT東西から競争事業者への番号ポータビリティから検討すべきとの意見については、PSTNからIP網への移行に当たって、可能な限り早期に、OAB-JIP電話においてNTT東西と競争事業者間の番号ポータビリティを実現することが求められる。また、競争事業者の利用者が他事業者へ番号ポータビリティを利用して移転可能とすることも求められるとしております。

第5章、本検討のフォローアップについてに関する意見2-103、NTT東西としては、半年程度の期間では状況は大きく変わらないため、ある程度の課題が整理された段階で関係事業者との協議状況等について報告をしたいとの意見については、今後のフォローアップは、いたずらに間隔を空けることなく、ある程度定期的に行っていくことにより、機動的に検討を行い得るようにすることが適当であり、半年ごとという例示には一定の合理性が認められると考えるとしております。

8ページをご覧ください。次に、第II編、ブロードバンド普及促進のための競争政策の在り方についてに関する意見でございます。

第2章、1、(1) 中継局接続機能のオープン化に関する意見3-6、具体的な要望があれば、設定単位の細分化・柔軟化やインターフェースの多様化の検討を進めていく。なお、IP網の接続については、事業者間の双務的な関係に基づく協議にゆだねるべきとの意見については、現在の中継局接続機能のさらなるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当である。NTT東西においては、関係事業者間での議論も踏まえ、その内容について検討を進めることが適当であるとしております。

POIの在り方に関する意見3-8、POIの新設については、関係事業者からの意

見をよく聞いた上で検討する。その検討に際しては、できる限り呼が集約できる場所を P O I の新設場所としたいとの意見については、P O I の新設に当たっては、ご指摘の点のほか、I G S 接続に係る P O I との関係や適切な負荷分散を図る必要がある点に留意することが必要であるとしております。

収容局接続機能のオープン化に関する意見 3-9 は、収容局接続機能について、必要なオープン化やその他の補完的措置についても検討を行うことが適当とする答申（案）の考え方に賛同との賛同意見でございます。

意見 3-11、NGN の収容局接続機能に 100M メニューを設けることについて、具体的な要望があれば検討していく。いわゆるフレッツ光サービスの卸提供については、提供は困難であり、実施する考え方はないという意見については、NGN の収容局接続については、必要なオープン化について検討を行うことが適当であり、NTT 東西においては、他事業者からの要望も踏まえつつ検討を行うことが適当である。なお、NGN 答申における整理も踏まえ、フレッツ光サービスの提供に係る機能のアンバンドルを含むその他の補完的措置についても、技術的な課題等の必要な検討を行うことが適当であるとしております。

9 ページをご覧ください。意見 3-13、NTT 東西から提供された配線ブロック情報については、不正確な状態になっているケースが存在するなど、公正な競争環境が確保されていない状況。配線区域内のシェアド利用可能世帯数の徹底検証やルール整備が必要との意見については、配線ブロックの在り方については、例えば戸数が過少な配線ブロックについての見直しを含め、検討することが必要である。この検討に資するため、NTT 東西においては、設備構築状況について総務省に報告を行うことが適当である。なお、本件については、接続委員会においても分岐単位接続料設定の適否とあわせて検討することが適当であるとしております。

次に、(2) 光ファイバの展開エリア情報の在り方等についての意見 3-18、NTT 東西の利用部門と競争事業者との間で、同時期に同内容で情報が公開・共有されるようにすべきとの意見については、エリア展開情報や配線ブロック情報の開示の在り方を見直した上で、情報開示告示の改正など所要の措置をとることが必要である。NTT 東西においては、開示すべき情報を整理し、総務省に報告を行うことが適当であるとしております。

次に、接続事業者から示されている幾つかのサービス競争促進に関する提案について

の意見3-20、答申（案）においては、本年度中の結論を導き出すとする記載を迫記することを強く要望。光のファイバシェアリングが最も優先して検討されるべき接続形態との意見でございます。その他、ご覧のとおり、意見3-21、3-24、3-27など、接続事業者からの提案に関する意見が寄せられているところでございますが、これらはいずれも分岐単位接続料の設定との関連で示されたものであることから、接続委員会において、技術面・経済面を含む多角的な観点から検討を行うことが適当であるとしております。

次に、ONUの在り方に関する意見3-29、ONU開放を進めることで、消費者のニーズの高度化・多様化に対応することが必要。その際、検討の場や期間をあらかじめ定めておくことが重要との意見については、ONUの開放の是非及びその在り方に関しては、次の10ページでございますが、答申（案）において、技術的課題の整理など、必要な検討を行うことが適当としている。このためには、NTT東西は、課題解決に向けた論点整理を行うことが適当であるとしております。

4の（1）、（2）、通信プラットフォーム機能のオープン化に関する意見3-31、プラットフォーム機能の実現については、事業者からの具体的な要望を受けて、事業者間でよく話し合った上で対応するといった進め方が現実的との意見については、SNIにおけるプラットフォーム機能については、NGNにおける機能に係るアンバンドルの考え方も踏まえつつ、一定のオープン化の検討を進めることが適当である。NNIにおけるプラットフォーム機能については、PSTNにおいて具備・アンバンドルされている機能を参考に、一定のオープン化を検討することが適当であるとしております。

一種指定設備機能の情報開示に関する意見3-42、情報開示告示の対象とすべき機能等を新たに追加すべきとの意見につきましては、総務省においては、情報開示告示の見直しを含む情報開示の在り方について検討を行い、所要の手続を行うことが適当であるとしております。

次に、意見3-47、可及的速やかに、PSTNと同等以上のNTT-NGNのアンバンドル化を推進し、早急に公正競争環境確保のための取組を加速すべきとの意見については、今般の答申（案）においては、NGNの段階的発展に対応したアンバンドルの考え方を整理したところである。アンバンドルは、競争促進にも資することから、積極的に推進すべきものとされている。以上を踏まえてNGNのオープン化の検討がなされることにより、公正競争環境が整備されることが期待されるとしております。

11ページをご覧ください。事業者間協議における透明性向上に関する意見3-51、適正な接続料設定に向けたガイドラインの策定等の措置を講じ、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けるべきとの意見については、今後の検討に際し参考とさせていただきたいとしております。

意見3-52、接続料については、一義的には事業者間協議で解決を図ることが妥当。「第三者検証スキーム」を確立することで、透明性確保や算定根拠の妥当性検証を行うことが可能との意見については、事業者協議の不調は、結果としてIP網同士の直接接続を阻害する要因となり得ることから、接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要である。この点は、固定・移動、指定・非指定の別を問わず妥当するものであり、通常の事業者間協議段階に着目して対応すべき課題であると考えられるとしております。

固定電話発携帯電話着料金設定の在り方に関する意見3-53、携帯電話事業者みずからが固定発・携带着通話に係るユーザ料金の格差を是正する、あるいはユーザ自身が利用する料金を認識できるようにすることについて検討していくことが必要との意見については、料金体系の違いについて事業者や国から利用者に周知するよう努めるとともに、現状の料金設定の在り方について関係事業者間において必要な見直しを行うことが適当であるとしております。

この点について、携帯事業者側からも意見をいただいておりますが、同じ考え方としております。

次に、第3章、1、(1)第二種指定電気通信設備制度の見直しに関する意見3-59、二種指定設備制度に係る規制の適用対象の拡大は時宜を得た方針。速やかに必要な省令改正等の措置を希望との意見については、総務省においては、具体的な基準について速やかに検討を行った上で、省令改正等、必要な措置を講じることが適当であるとしております。

意見3-62、電波の割当てを受けて携帯電話サービスを提供する事業者は、電波という公共財を利用していることから、すべてのMNOに同等の競争ルールが適用されるべきとの意見については、優位な交渉力を持たない事業者まで規律の適用対象とすることは適当ではないとしております。

意見3-64、二種指定設備制度については、MVNOの促進に留意した制度設計の見直しが必要との意見につきましては、12ページでございますが、二種指定設備制度

については、MNO間の競争促進という制度創設時の主眼を維持しつつ、MNOとMVNOとの関係も踏まえた制度として位置づけることが適当であるとしております。

意見3-68、二種指定設備制度見直しに関連し、閾値の見直しとして10%という基準値を例示しているが、当該数値はセーフハーバーとして設定されているものであり、採用すべきではないとの意見については、端末シェアが相当程度低いMNOは、MVNOとの関係において優位な交渉力があると認めることは難しい。この場合、「相当程度のシェア」を検討するに当たって、例えば競争法上の基準等を参考とすることは適当であるとしております。

意見3-71、あっせん事案の提起を理由に、二種指定設備制度自体の見直しをただちに行うと結論づけるべきではないとの意見については、優位な交渉力を持つ電気通信事業者であっても、指定を受けない場合が存在し得ると考えられるため、二種指定設備制度に係る規制の適用対象を見直し、拡大することが適当であるとしております。

次に、禁止行為規制の見直しに関する意見3-78、禁止行為規制について、適用廃止の余地を明確にするとともに、慎重かつ柔軟な運用をすべきとの意見については、賛成意見として承るとしております。

意見3-79、禁止行為規制により、利用者利便の低下、国際競争力の阻害につながるおそれがある。よって、市場支配力を有する事業者との間での連携について、認められるべきとの意見については、禁止行為制度の慎重な運用や、適時適切に見直しを行うことが必要である。また、総務省において、運用の一層の透明化を図られる余地がないかという観点から、禁止行為のガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。なお、NTTドコモとNTT東西の連携と禁止行為規制の関係については、公正競争環境の確保の観点から、慎重な判断を要するとしております。

意見3-80は、禁止行為規制の見直しに関する具体的な意見、提案でございますが、総務省においては、意見に示された内容について検討を行った上で、関連ガイドラインの見直しに向けた検討を行うことが適当である。なお、個別事例ごとの判断を行わざるを得ない側面が存在することにも留意することが適当であるとしております。

13ページをご覧ください。意見の3-82につきましても、禁止行為規制の見直しに関する具体的なお意見でございますが、先ほどの考え方と同じとしております。

次に、MVNO事業者の参入促進に関する意見3-87、卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは適当ではないとの答申（案）に賛同。接続拒否事由

の明確化についても賛同との意見については、賛成意見として承り、「MVNO事業化ガイドライン」等において接続拒否事由の明確化を図ることが望ましいとしております。

意見3-90、MVNOに対する接続義務は廃止し、あくまで民民のビジネススペースの契約にゆだねるべきとの意見については、卸電気通信役務と接続のどちらか一方の形態に限定することは、現時点では適当ではないとしております。

次に、プラットフォームレイヤーのオープン化に関する意見3-104、プラットフォームレイヤーのビジネスモデルの在り方については、原則、市場の環境にゆだねるべきとの意見については、規制の導入等について謙抑的かつ慎重に対応することが必要であることにも留意すべきであるとしております。

端末レイヤーのオープン化に関する意見3-108、すべてのモバイル事業者にSIMロック解除を義務づける等の制度的な措置を講じるべきとの意見については、現時点において、制度的な措置について検討を行うことは時期尚早である。したがって、総務省においては、引き続き市場の動向を注視していくことが適当であるとしております。

意見3-109も、移動体端末ビジネスモデルの在り方については、行政が過度なルールを課すべきではないとの意見でございますが、先ほどの考え方と同じとしております。

14ページをご覧ください。第4章、1の(1) 手続の電子化等の促進に関する意見3-113、電柱・管路等の使用に関する手続の電子化を促進するとともに、道路占用許可については、総務省から具体的な要望を国土交通省や地方公共団体に対して伝達する仕組みを構築することを希望するとの意見については、賛成意見として承るとしております。

意見3-118、調査回答期間について、期間短縮と明文化が必要との意見については、まずは当事者間での協議を通じ、関係者が共通認識を持つことが必要であり、当面はその状況を注視すべきであるとしております。

意見3-122、強度不足で電柱の使用が不可とされた場合は、その根拠を提示すべきであるとの意見については、設備保有者は、電柱・管路ガイドラインの内容を踏まえた対応が求められるとしております。

マンション向け光屋内配線の開放に関する意見3-123、マンション向け光屋内配線については、早期に一種指定設備の対象とすることが必要との意見については、一種指定設備として指定する必要性については、引き続き状況を注視していくことが適当で

あるとしております。

意見3-124、相互転用の実施に向けて具体的な課題を整理するとともに、トライアルを実施するとの意見については、転用ルールの整備については、総務省において転用ルールに係る具体的内容が速やかに整理されるよう、事業者間協議の一層の促進を図ることが適当であるとしております。

意見3-131、NTT東西の光ファイバの電柱上からユーザ宅までの区間だけを貸し出すことについては、検討していく。他事業者は今後、地中化するエリアについて自前でのケーブル敷設が可能との意見については、ルール化に向けて事業者間協議を一層進めることが適当である。なお、光ファイバの部分的な開放に係るルール化は、今後の地中化されるエリアであっても必要であるとしております。

15ページをご覧ください。意見3-133、電線共同溝については、引込管・引込設備の共用に関する制度を設けるべきとの意見については、まずは当事者間の協議を通じ、追い張りが可能となるための技術的条件等についての共通認識を持つことが必要であるとしております。

次に、鉄塔共用に関する意見3-136、鉄塔等の共用について追加的措置を引き続き検討すべきとの意見については、モバイル事業は、原則として、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが必要である。他方、鉄塔等の共用を促進することが利用者利便の向上に資することとなるとの議論もあるところであり、改めてルールの見直しが必要となった際に検討を行うべきであるとしております。

意見3-137、賃貸用鉄塔については電柱・管路ガイドラインの適用対象から明示的に除外すべきとの意見については、当事者間の合意に基づいてガイドラインに掲げる取扱方法と異なる取決めを行うことは可能であるとしております。

ローミングに関する意見3-138、大規模災害時の緊急ローミングの義務化は適当でないとした答申（案）に賛同する。また、緊急通報に限定したローミングは、さまざまな技術的課題があること等に留意すべきとの意見については、緊急通報に限定したローミングの検討を行う際には、ご指摘のような課題も含めて検討することが適当であるとしております。

意見3-140、緊急通報に係るローミングは、具体的な検討の場とスケジュールについて早期に明確化を図ることが必要。緊急時におけるローミングについても、具体的なルール化を図っていくことが重要との意見について、緊急通報に限定したローミング

の検討については、答申を受けて速やかに具体的な検討の場を設けることが適当である。緊急時におけるローミングについては、当事者間の協議を通じ、課題の解決が図られるものであるかどうかを注視すべきであるとしております。

意見3-142、ローミングについては、周波数割当てに起因した競争政策上の課題として、継続した検討が行われるよう要望する。また、卸電気通信役務等での整理も可能とするなど柔軟な考え方に立ち、接続応諾義務について市場環境に応じた判断を要望するとの意見については、次の16ページでございますが、ローミングと周波数割当てとの関係については、今後の参考とさせていただきたい。MNOによる他MNO網の利用形態については、接続ルール答申において、卸電気通信役務方式が存在することについても掲げているところである。接続協定方式に関し、接続拒否事由に該当しない事例については、具体的な事例に応じて判断することが適当である。なお、接続協定のみでは、いわゆるローミングでの実際の提供が困難と考えられる場合があることに留意が必要であるとしております。

次に、第5章、公正競争環境の検証の在り方に関する意見3-143、包括的検証の結果として公正競争上の問題があると認定されれば、NTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきとの意見については、ガイドライン策定に当たっての参考とすることが適当であるとしております。

意見3-148、市場の在るべき姿について継続的に議論を行い、その結果を検証内容や包括的検証に反映することが望ましいとの意見については、2012年以降も、検証の結果等について調査審議することが必要である。包括的検証については、2014年度の同制度に基づく検証にあわせて実施することが望ましいとしております。

意見3-152、NTTグループをはじめ、市場支配力を有する企業グループのグループドミナンスに対処すべく、既存のガイドラインや制度を見直すべきとの意見については、NTTグループについては、引き続き公正競争環境を担保していくことが重要である。また、包括的検証の結果、仮に競争ルールに制度的課題が生じていると認められるような場合には、競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが適当である。その際には、同一グループに属する事業者間連携等に留意することが考えられるとしております。

意見3-156、公正競争要件や事業領域規制について、撤廃を含めた見直しを図るべきとの意見については、次の最後の17ページでございますが、先ほどの競争ルール

全体の枠組みの見直しの際に必要なに応じて検討すべきものと考えてしております。

意見3-157、競争ルールの枠組みについて検討する際、モバイル系と固定系を一体的にとらえて公平な競争環境の維持を図るという視点や枠組みが必要との意見については、包括的検証の結果、指定電気通信設備制度の見直しを行う際には、市場動向等を踏まえ、当該仕組みの適否を検討することが望ましいとしております。

第6章、本検討のフォローアップについてに関する意見3-159、来年度以降の競争政策委員会においては、特に「公正競争環境の検証」に軸足を置き検討を進めることが必要との意見については、2012年以降も、検証結果等について調査審議を行うことが必要であるとしております。

最後に、意見3-160、問題があればただちに現行規制を見直すことが必要との意見については、新たな課題等が生じた場合には、本審議会として適時適切に検討を行うことが必要であるとともに、総務省においても、速やかに対応すべき課題があると認められる場合には、当該課題についての検討を行うことが適当であるとしております。

次に、前回お示しした答申（案）からの修正点について、ご説明させていただきます。お手元の資料19-1-1、答申（案）をご覧ください。

まず、2ページをご覧くださいでしょうか。第I編の第1章、「はじめに」の一番下の部分からでございますが、前回の答申（案）では、この部分におきまして、NTT東西の「概括的展望」の内容を詳しく記述していたところでございますが、後ろの本文とかなり重複する部分がございますので、この部分については簡潔な記述とさせていただきます。

次に、3ページの下をご覧ください。前回答申（案）では、「はじめに」の最後の部分に検討項目を列記していたところでございますが、わかりやすさという観点から、それぞれの検討項目に関する背景あるいは趣旨等について、具体的な記述を行っているところがございます。

次に、21ページをご覧ください。2段落目、一番下のところでございますが、先ほどご説明させていただきました考え方2-32に基づく修正でございます。

最後に、61ページをご覧くださいでしょうか。第II編、第1章、「はじめに」のところでございます。こちらも第I編の第1章、「はじめに」と同様に、下からでございますが、前回、検討項目だけ列記をしておりましたが、具体的な検討項目に関する背景、趣旨についても追記をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

ただいま説明をいただきましたものについて、ご意見あるいはご質問がありましたら、ご発言を願いたいと思いますが、いかがでございましょう。どうぞ。

○相田部会長代理　資料19-1-3の11ページに固定電話発着携帯通話サービスに係る料金設定の在り方という項目があり、これはご参考ですが、この後、ご紹介いたします電気通信番号政策委員会の報告でも、今後、携帯電話とPHSの間の番号ポータビリティを考えるに当たって、固定電話からPHSと固定電話から携帯電話への料金に大分差があるということが問題になりまして、携帯電話とPHSの間の番号ポータビリティを実現するときには、PHS着であることが電話をかけた人にわかるような仕組みをPHS事業者側でご提供くださいということを書き込んでございます。

ここから先は私の個人的な意見ですが、できればそ事業者団体でご相談いただいて、PHSだけとか特定の事業者だけということではなく、携帯電話、PHSを通して、どの事業者に着信したのかがわかるような統一した仕組みを何かお考えいただけるといいのではないかと思います。実際の値段までわかるようにというのは、今、料金プランが複雑になっているので、なかなか難しいところがあるかと思うのですが、せめてどの事業者に着信したのかがわかるような仕組みは少し考えていただける可能性があるのではないかとということで、コメントさせていただきました。

○山内部会長　　ありがとうございました。

携帯電話対携帯電話の問題もあり、固定電話と携帯電話間の話題も出てきたのですが、番号ポータビリティの方にも関係してくるのですね。

○相田部会長代理　　そうですね。

○山内部会長　　他にいかがでございましょう。どうぞ、井手委員。

○井手委員　　電話網移行円滑化委員会の方は、私も委員として参画しておりますので、今日の報告内容については異論はございません。

競争政策の在り方について、若干質問をさせていただきたいのですが、11ページのモバイル市場の競争促進ということで、今回、第二種指定電気通信設備の見直しで、この見直しの対象範囲を広げたことについては賛成です。ただ、問題は、前回も少し申しましたけれども、競争を実質的に制限する基準について、10%を基準とすることについては反対です。これは合併の審査なので、10%以下については全く問題ないけれど

も、10%を超えた場合には審査をするというだけの話で、それが10%を超えたら問題だという話ではないので、できれば、11ページに書いているように、すべてのMNOに対して競争ルールを適用する方が、外に向けても説得力があるのではないかと。そういう意味で、優位な交渉力を持たないから対象にしないというのも少し問題ではないかという感じがいたします。とは言いながら、このようにパブリックコメントを受けて委員会の考え方が示されていますし、前回も申しましたので、特段これについてどうこうということではないのですが、考え方として、10%というのをあまり強調するのは問題ではないかと感じました。

もう一つは、12ページの禁止行為の見直しについてです。ガイドラインを見直すということで、ガイドラインというのは総務省と公正取引委員会の共同でつくられたガイドラインだと思いますが、基本的に、私はやはり公正競争の観点からは原則として事後的に公正取引委員会が対応すべきものであって、あらかじめ禁止行為等々でこういう形で書くというのは、競争政策の在り方としては問題ではないかと思います。つまり、国際競争力の阻害につながるおそれということですが、どういう形で外国の事業者が参入してくるか、技術革新の激しい電気通信の分野では予想もつかない形なので、ここに持株会社あるいはドコモの意見が書かれていますけれども、このような禁止行為によって、外国との競争ということで日本に入ってきたらどうしようもないわけです。あらかじめ禁止行為で日本の電気通信事業者を縛っておくのは在り方としてはおかしくて、やはり国内の競争の公平さを担保するためには、事後的に公正取引委員会等の競争政策で対応するというのが基本だろうと私は感じます。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございました。

ご質問については、事務局からご回答いただけますか。

○二宮料金サービス課長　ただいま、2つの点につきまして、ご指摘をいただいたと思います。

1点目、10%の基準についての考え方のご意見でございますけれども、この点につきましては、審議会の委員会の中でさまざまなご議論がございました。ただ、この中で方向性として示されていることについては、現状の二種指定設備制度の対象を拡大するというご意見でございまして、具体的に拡大するに当たっての基準につきましては、競争法の基準等を参考としながら、今後、検討をした上で速やかに情郵審に諮る等の手続を

進めるということでございます。したがって、現状において10%というものが何らかの形でファイナルで定まっているということではございません。競争法等の基準を踏まえて、今後、速やかに検討した上で情郵審にお諮りするということでございます。

シェアにかかわらず、すべての携帯電話事業者に適用すべきだというお考えにつきましても、委員会の中でもご議論がございましたけれども、基本的にMVNOの視点から考えますと、周波数を割り当てられていないMVNOからすれば、どんな小さなMNOであっても、これと接続をすることは非常に大きな意味合いがあるということでございます。全ての携帯電話事業者を対象とするという考え方もあるとした上で、しかしながら相当程度小さなシェアの事業者につきましても、MVNOの手を借りて顧客、利用者を拡大するという視点もあるわけでございます。そういった観点からすると、すべての携帯電話事業者に規制をかけるまでの必要性はないのではないかとということで、相当程度のシェアについてどう考えるのかという点を具体的に考えるという宿題をいただいているのかなと考えております。いずれにしましても、もし答申をいただきましたら場合、総務省におきましても速やかに検討を進めた上で手続を進めてまいりたいと考えております。

○山内部会長 2点目について。

○古市事業政策課長 2点目についてでございますけれども、ご案内のとおり、電気通信事業分野の特性として、例えばボトルネック設備の存在等に起因した市場支配力を有する事業者の存在によって十分な競争が進みにくいといった点、あるいはネットワーク産業であって事業者同士でお互いに接続をしなければサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされるといった特殊要因がございます。したがって、基本的には井手委員がご指摘のとおりでして、できるだけ電気通信事業者が自由な形で事業展開できるように規制を最低限のものとしていくということでございますけれども、今、申し上げたような電気通信事業分野の特殊性にかんがみて、例えば最低限の接続料であるとか禁止行為ルールといったものを整備して、最低限の電気通信事業分野特有の公正競争環境を整備することによって、競争の促進を通じた利用者利便の向上を図ってきているということでございます。ただ、このいろいろなルールが不透明で、かえって萎縮効果を招くようなことがないように、ガイドラインという形で具体的に、禁止行為に該当するおそれがある行為について整理をしているところでございます。今回、競争政策委員会でもその点について再度、議論をいただきまして、先ほどご説明させていた

できましたとおり、さらに運用の一層の透明化を図れる余地がないかという観点から、もし答申をいただきましたら、ガイドラインの見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

○井手委員　共同ガイドラインの見直しをすることについては評価したいと思いますが、ぜひ総務省と公正取引委員会の中で議論していただいて、ガイドラインの見直しをやっていただきたいと思います。

以上です。

○山内部会長　ありがとうございます。

今のご指摘は、本文ですと99ページと104ページのところに当たるのですが、基本的に文面はこれでよろしゅうございますか。

○井手委員　はい、結構です。

○山内部会長　今、お話がありましたように、これから検討という部分もありますので、そういったところで井手委員の意見も参考にさせていただくということでお願いいたします。

他にいかがでしょうか。特に、ご意見よろしゅうございますか。

それでは、特に質問、意見がございませんようでしたら、本件はお手元の答申(案)のとおり答申したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、お認めいただいたということで、(案)のとおり答申をすることといたします。

ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応についてご発言があるということですので、よろしくお願いいたします。

○桜井総合通信基盤局長　総合通信基盤局長でございます。

ただいま、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」ということでご答申いただきました。山内部会長はじめ委員の皆様方には、本年3月の諮問以来、精力的なご議論をいただき、ご答申を取りまとめいただいたということで、御礼申し上げたいと思います。

この答申の中にも記述されておりますように、この「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」につきましては、昨年12月に総務省において策定し公表させて

いただきました基本方針、工程表、いわゆる2015年までに全世帯でブロードバンドを利用という「光の道」構想を実現するための基本方針及び工程表を公表させていただいているわけでございます。その中には、電話網からIP網への移行の円滑化やNGNの一層のオープン化をはじめとした一層の競争政策、あるいはNTTの機能分離といった項目がございます。このうち、最後のNTTの問題につきましては、国会で審議いただき今年5月に電気通信事業法の改正が成立しているわけございまして、前2者については、当部会及び2つの委員会においてご審議をいただいて、本日答申をいただいたという流れになっております。

この答申を受けまして、総務省といたしましても、関係省令あるいはガイドラインの整備といった所要の措置を速やかに講じてまいりたいと考えております。どうもありがとうございました。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方【平成23年5月25日付け 諮問第1215号】

○山内部会長　　議事を進めさせていただきますが、次に、諮問第1215号、「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」について、審議をいたします。

本件は、本年5月25日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問され、電気通信番号政策委員会において調査検討を進めていただいております。本日は、委員会での検討結果について、電気通信番号政策委員会の主査代理でいらっしゃいます相田委員からご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○相田部会長代理　　今度は電気通信番号政策委員会の主査代理という立場から、ただいまございましたように報告書（案）の概要につきまして、ご紹介させていただきます。

本件につきましては、携帯電話の需要とともに契約数が伸びていく状況の中で、現在そのまま伸びが続くとして、平成26年初頭には、総務省から携帯電話事業者各社に指定する電話番号が不足することが予想される。あと、関連する内容といたしましては、いわゆるM2Mということでもって、機械の中に組み込まれたような携帯電話がこれから増えていくことが想定されるわけですが、これにつきましては、どう伸びていく

のかがなかなか予想が難しい。そういう中で、新たに070番号帯というものについてご諮問いただいて、関連して利用者利便向上の観点から、現在、070番号を利用してPHSと携帯電話の間の番号ポータビリティを導入することについても検討を行ったということでございます。あともう一点といたしましては、現在、電気通信番号の指定要件になっております第一種指定電気通信設備との直接の網間信号接続に関して、ネットワークのIP化の進展を踏まえて緩和すべきかどうかについて検討を行ったということでございます。

先ほどのように5月に諮問をいただきました後、関係事業者のヒアリング等を行い、2回の論点整理、11月1日には報告書の骨子(案)、30日に報告書(案)という形で審議してまいりました。このような調査審議の結果、携帯電話の電話番号として070番号帯を開放すること、携帯電話とPHSにおいて番号ポータビリティを導入すること等につきまして、報告書(案)として取りまとめさせていただいた次第でございます。

なお、これらの詳細につきましては、また総務省からご説明いただけるということですので、ご説明をお願いしたいと思います。

○山内部長 続きまして、詳細について事務局からご説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○中沢番号企画室長 お手元の資料19-2をご覧くださいと思います。電気通信番号政策委員会の報告書につきまして、詳細をご説明させていただきます。

表紙をめくっていただきますと、目次がございます。「はじめに」が右側にございまして、この部分につきましては、今、相田部長代理から概要等につきましてご説明があったとおりでございますけれども、携帯電話の需要増加に伴う電話番号の不足に備え、新たな電話番号導入などについて検討を行うとともに、利用者利便の向上の観点から携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの検討を行い、現時点で想定される課題を可能な限り網羅した上で、在るべき方向性について検討を行ったものでございます。また、次のパラグラフにありますように、電気通信番号の指定要件についてもご検討をいただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして4ページでございますが、第1章といたしまして、携帯電話の電話番号の将来需要でございます。下線部を中心に今後、ご説明させていただきますけれども、現状、携帯電話の契約数は、固定電話の契約数が減少傾向にある中、平成18年度末において1億を突破して以降も拡大を続けている。平成23年9月末時

点では、携帯電話とPHSの契約数は1億2,728万契約となっております。

次のページでございます。現在、1,930万番号が携帯電話の電話番号として指定可能な番号数として残っているところでございますけれども、携帯電話の電話番号の直近の需要から、平成26年初頭には、総務省から電気通信事業者に指定できる電話番号の不足が想定されるところでございます。

次のページでございますが、主な意見でございます。ウィルコムからは、「携帯電話サービスの契約数が年間約700万件の割合で増加していることから、今後も同様の割合で増加する前提での検討が必要であり、先ほどもございましたM2Mサービス、機器間の通信に係るサービスの潜在的需要の存在を考慮すると、現在のペースよりもさらに伸びが大きくなる」、またNTTドコモからは「M2Mサービスは、まだ黎明期であるため、今後の需要を予測することは困難である」、日本通信からは「M2Mサービスの需要については、今後10年間で10億契約に達する可能性がある」旨の意見が示されているところでございます。

考え方といたしまして、携帯電話・PHS事業者からは、現時点でM2Mサービス市場の本格的に立ち上がる時期やその規模について予測するのは困難との意見がある一方、M2Mサービスの需要は直近で急激に普及する見込みはないものの、潜在需要は相当数あるものと見込む意見がございます。したがって、新たな携帯電話の電話番号の指定に支障が生じないように、平成24年には携帯電話の電話番号数の拡大策としての電話番号を決定することが適当であるとしております。

なお、携帯電話の電話番号が急に不足することがないように、携帯電話の利用動向や電話番号の使用状況、M2Mサービスの需要動向について、引き続き注視していくことが必要であるとしております。

8ページをご覧くださいと思います。第2章といたしまして、M2Mサービスへの専用番号の割当てについてでございますが、現状といたしまして、M2Mサービスに係る通信モジュールの契約数については、平成23年9月時点において552万件で、平成21年3月時点と比較しても既に2倍以上の契約数となっており、携帯電話を利用したM2Mサービスがさまざまな用途において急速に普及し始めている状況でございます。携帯電話・PHS事業者では、利用形態に合わせて通信モジュールの小型・軽量化や低消費電力化を進めており、それらを活用した遠隔検針あるいは在庫管理、カーナビゲーション、タクシーやバスの運行管理等、法人向けに多様なサービスを提供している

ところでございます。

9ページ、10ページは飛ばさせていただきます、11ページでございます。各国の状況といたしましても、M2Mサービスへの電話番号付与の取組に関しては、オランダでは海水の排水管理等にM2Mサービスが利用されており、携帯電話の電話番号とは別に、M2Mサービスの専用番号を割り当てる予定となっております。また、フランスでは、近年、M2Mサービスが大きな伸びを示しており、需要の急増に対応するため、2009年に07番号帯を携帯電話の電話番号に割り当てたが、現在、M2Mサービスの専用番号創設についても検討されている模様でございます。

主な意見といたしましては、NTTドコモからは「将来的なM2Mサービスを含めた携帯電話サービスの番号需要が数億程度と見込まれるならば、これまでの電話番号を用いたM2Mサービス提供の仕組みを活用することが望ましい。しかし、M2Mの需要がさらに大きいと判断される場合は、新識別子の導入または桁増しした専用番号帯を設けることが必要である」旨の意見が示されているところでございます。

考え方でございますけれども、携帯電話事業者の中には、M2Mサービスに係る新識別子が国際標準化された後も、新識別子の普及にはさらに時間がかかるものと推測されるため、システムの継続性の観点から、既存の携帯電話の電話番号によるM2Mサービスを利用できる環境を確保すべきとの意見がございます。他方、M2Mサービスの需要が数十億の識別子を必要とするなど、大きな需要が想定される場合は、携帯電話を利用したM2Mサービスにおいて電話番号以外の新識別子の使用や桁増しした専用番号帯を検討すべきとの意見がございます。現時点におきましては、携帯電話を利用したM2Mサービスは需要の急激な増加は見込まれていないため、M2Mサービスに係る専用番号の割当ては行わず、既存の携帯電話の電話番号を使用することが適当であるとしております。M2Mサービスに係る新識別子につきましては、国際競争力の観点から端末調達力やM2Mサービスの多様性を奪うことがないように、現在、行われております国際標準化の検討や今後の新識別子の普及の動向を踏まえて検討を行う必要があるとしております。

13ページでございますが、第3章、携帯電話の電話番号の指定方法の変更等についてでございます。総務省から携帯電話事業者に番号を指定する際の指定方法におきまして、月間解約率というものをを用いておりまして、現在、3%の固定値を用いておりますが、各社実績値の1%程度に見直した場合、携帯電話の番号不足が予想される平成26

年初頭から1年程度の延長効果が見込まれるため、平成24年より、速やかに上記の指定方法の変更を行うことが適当であるとしております。

14ページでございますけれども、なお、予想を上回る急激な番号需要増の発生によって短期間に複数回の番号申請をしなければならない、あるいは工事費用の増加が見込まれる場合においても効率的に対応できる算定方法の検討が必要であるとしております。

次に、090-0番号は現在、使用されておりませんが、この番号の携帯電話への開放についてでございます。考え方でございますが、090-0番号の開放により確保される番号容量は1,000万番号であり、指定方法の変更の場合と同様、携帯電話の番号不足が予想される平成26年初頭から1年程度の延長効果が見込まれる。しかしながら、着信課金サービスで用いられております0800番号と誤認される可能性も考慮し、携帯電話の電話番号数の拡大策としては、090-0番号の開放よりも、さきに述べました指定方法の変更を優先するべきであるとしております。したがって、新たな0A0番号の導入に必要なネットワーク改修等の対応が間に合わず、携帯電話の電話番号が不足する場合において090-0番号の開放を行うことが適当であるとしております。

16ページでございます。第4章、携帯電話の電話番号数の拡大策としての070番号の開放についての(1)といたしまして、新たな携帯電話番号としての0A0番号の開放についてでございます。先ほどもご説明いたしましたが、平成23年3月時点で携帯電話の電話番号として指定可能な番号数は残り1,930万番号となっておりまして、平成26年初頭には不足することを考慮いたしますと、第3章で述べました指定方法の変更や090-0番号の開放といった短期的な電話番号数の拡大策では不十分である。このため、中長期的な視点から、電話番号数として十分な番号容量を確保することが必要である。090及び080番号を桁増しすることは、携帯電話が多くの国民に普及している現在の状況においては、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要する。したがって、桁増しによる対応ではなく、本章におきましては、現在、使用されている090、080番号以外の0A0番号の開放について、番号の有効利用、事業者ネットワークに与える影響、識別性の確保、利用者保護の観点から検討を行いまして、結論といたしまして携帯電話の新たな電話番号として070番号を導入することが適当としているところでございます。

以下、検討の経過をご説明いたしますと、17ページ、現状でございますが、070番号につきましては、平成23年3月末時点で1,490万番号が指定されていて、残

り7,000万番号が未指定の状況となっております。

18ページでございますが、携帯電話とPHSのサービス提供状況につきましては、どちらも音声サービス、データ通信サービスを提供し、サービス提供エリアは全国に広がっており、人口カバー率も90%に達している。また、携帯電話とPHSは、緊急通報の取扱いが義務付けられているなど、利用者から見てサービス面の違いは少なくなってきたとしております。

アといたしまして、070番号以外の0A0番号の開放についてどうかという検討をしております。考え方でございますが、事業者ネットワークや電話端末に与える影響としては、020、030、040、050、060のいずれの0A0番号を開放したとしても、選択中継サービスでありますとか着信課金サービスなど、これまで携帯電話を090、080番号として識別してきた交換機に改修が必要となる等のネットワークへの影響が生じる。改修の規模は、新たな0A0番号としていずれを開放するかによって事業者ごとに異なる面はございますけれども、いずれの番号を開放したとしても、ネットワーク改修に伴う負担に大きな差は生じないと考えられるとしております。

この中で、他のサービスで既に利用されている0A0番号につきまして、020番号は無線呼出しサービスに使われておりますけれども、基本的なサービス内容が異なっているということで、携帯電話の電話番号として020番号を開放することは適当でないと考えられるとしております。

050番号は、主にADSL回線等によるIP電話として利用されており、携帯電話の電話番号として開放することは適当でないとしております。

060番号につきましては、平成19年にFMCサービスに指定可能となりまして、複数のネットワークへの呼を振り分ける機能を必要とするということでございまして、こちらにつきましても、060番号を携帯電話として利用することは、同じ番号でもSMSが利用できないなど、利用可能なサービスに違いが生じることから適当でないと考えられるとしております。

また、②といたしまして、未利用の0A0番号、具体的には030、040番号につきましては、他のサービスとの識別性を気にすることなく新たなサービスに利用できるという利点があるほか、他のサービスで利用されている0A0番号のうち、利用されていない電話番号が相当数ある場合、他のサービスとの識別性に問題がなければ、こうした番号を利用することは0A0番号の有効利用につながるとしております。

20ページでございますが、将来のM2Mサービスの需要につきましては、数億から10億程度までと需要予測に幅があるため、0A0番号の残りの未利用番号となっております030、040番号を携帯電話のために11桁のまま利用し、将来、M2Mサービス等の需要が増加した場合に十分な番号容量を確保できず、改めて桁増しを行って番号容量を確保することは、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要するとしております。したがって、M2Mサービスを含めました携帯電話の電話番号数の将来需要について、事業者から潜在的な需要は相当数あるという意見も出ています。現時点においては、携帯電話の電話番号数の拡大策として他のサービスで利用されている0A0番号のうちの未使用の番号の利用を優先し、030及び040番号は開放せずに未利用番号として番号容量を確保することが適当であるとしております。

対しまして、イ、070番号の開放について、21ページに考え方を示させていただいております。070番号につきましては、携帯電話としての識別性の観点からは、現在、携帯電話で使用している090、080番号に続いて070番号を開放することは、電話番号が連続している点において、利用者から見た場合、他の0A0番号と比較して識別性が働きやすいという点がございませう。また、PHSとの識別性の観点からは、両サービスとも、音声サービス、データ通信サービスを主要なサービスとしており、両サービスを070番号で共用することによって、利用者利便への十分な配慮は必要とはなるものの、携帯電話とPHSの識別性が問題となる可能性は少ないと考えられるとしております。

事業者ネットワークや電話端末に与える影響につきましては、改修範囲は事業者ごとに異なるものの、いずれの0A0番号を開放した場合でも、選択中継サービスや着信課金サービス等に対応するための改修が必要となる。利用者に対する影響の観点からは、090、080の携帯電話で提供されるサービスについて、同じ事業者の070番号を使った利用者に対しても同様に提供されることで、影響を最小限にすることができる。この点に関しては、技術的に困難であるという意見はなく、改修に必要な期間を十分にとることによって対応可能であるとしております。

これらの理由から、携帯電話サービスの普及や発展に支障が生じることがないよう、070番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当であるとしております。

続きまして、23ページの下の方でございますけれども、070の開放に伴う事業

者対応ということで、選択中継サービスに関するところがございます。選択中継サービスは、固定電話から携帯電話への発信時に00XY番号をプレフィックスとすることで通常の固定電話からの発信よりも安価な通話料金で利用することが可能なサービスでございます。携帯電話の電話番号として070番号を利用してPHSと共用する場合、次のページでございますけれども、携帯電話とPHSを070-Cと4桁目で識別することが必要となる事業者もでございます。

考え方でございますけれども、現在、選択中継サービスから070の携帯電話への発信にはネットワークが対応していないわけでございますので、選択中継サービスから070携帯への発信を可能とするための改修を行うことが適当であるとしております。また、電話端末の設定変更という対応も必要でございます。既存のACR機能、090、080～00XYを自動的に付加して発信する機能付きの電話端末につきましては、発信先が携帯電話であることを4桁目の070-Cで識別して発信するといった周知を行うことが適当であるとしております。

イも、ほかの着信課金サービスでありますとか統一番号サービスといったものにつきましては、今、090、080でもサービスが利用可能となっております。070の携帯電話からも利用可能とするための改修等を行うことが適当であるとしております。

(3) といまして、利用者保護の考え方でございますが、携帯電話とPHSの利用者を対象にアンケートを実施いたしまして、電話番号による携帯電話かPHSかの識別は、「必要ない」あるいは「どちらかというとならない」という回答が42%でございます。また、「必要」あるいは「どちらかというとな必要」という回答のうちでも、約64%が070の次に来る番号、070-Cの番号で識別することで「特に問題ない」と回答しているということでございます。このため、基本的には070-Cにより識別を行うことが可能である。よって、利用者に対して、この携帯電話とPHSの区別について周知をする必要があるとしております。

(4) 070の開放の開始時期でございますけれども、先ほど来、説明しておりますが、070番号の開放の開始に当たっては、携帯電話の契約数が順調に拡大を続けており、現在想定される平成26年初頭よりも番号不足の時期が早まる可能性も否定できないため、電話番号数の不足によるサービスへの影響拡大を回避するためには、070番号の開放に早期に対応することが重要であるとしております。26ページでございますが、このため、平成24年より、速やかに070番号のPHSとの共用による影響等が

予想されるサービスへの対応も含めた準備を開始して、遅くとも平成26年初頭までには070番号の共用が開始できるように準備、調整等を進めることが適当であるとしております。

第5章、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入についてでございます。

(1)でございますが、PHS事業者から携帯電話との番号ポータビリティの実施に対する要望もあることから、本章では、070番号の開放とあわせて携帯電話とPHSのサービス内容等に関する比較を行い、利用者の要望、また利用者が受ける直接的、間接的な便益、競争環境の観点から検討を行うとともに、事業者ネットワークへの影響、利用者保護の施策等について検討を行いました。この結果、利用者利便の向上やより一層の競争環境の進展等の効果が見込まれることから、利用者保護が図られることを条件として、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入を適当としたところでございます。

現状でございますけれども、平成18年10月から携帯電話の番号ポータビリティが導入され、数字的には全契約数の約1割が番号ポータビリティを利用していることに相当するという状況でございます。こういった数字は、欧米主要国と比較しても必ずしも低い数字ではないと考えられる状況でございます。

それから、携帯電話とPHSの市場規模につきましては、次の28ページにございますとおり、携帯電話はPHSの市場規模よりも圧倒的に大きい状況にある。一方、通信時間につきましては、携帯電話よりもPHSのほうが約1.5倍長くなっているという利用の状況もあるということでございます。

また、29ページでございますが、無料通話サービスでありますとか定額通話サービスは、平成22年にPHS事業者がPHS以外にも携帯電話や加入電話等への通話を定額とするサービスの提供を開始しております。平成23年には一部の携帯電話事業者が同様のサービスを提供しているということで、こういった競争によって定額通話サービスが拡大してきているという状況もございます。さらに、携帯電話とPHSは、いずれもMVNO市場においてもサービス競争が行われていること、さらにLTEでありますとか、30ページでございますけれども、WiMAX等々、より高速・大容量のサービスを提供するために、移動通信ネットワークを組み合わせさせたサービス競争への変化も見られている状況でございます。

30ページから33ページの前半にかけては表でございますので、説明を省略さ

せていただきます。

33ページの後半でございますけれども、PHSについて若干記述しております。PHSにつきましては、利用者からトラフィックが急増した東日本大震災におきましても、通信規制は行われず、通話はつながりやすい状態にあったでありますとか、医療機関において広く利用されている点なども含め、移動体通信市場において補完的な役割を果たしているという状況もございます。PHSにつきましては、第4章でも検討いたしましたけれども、音声サービス、データ通信サービスといった基本的サービスでは共通しており、携帯電話間のサービスの違いと比較しても、特段に大きな違いはないと考えられるところであります。

主な意見でございますけれども、NTTドコモからは「携帯電話との番号ポータビリティ導入に当たっては、通話料金の予見性、固定発の選択中継サービスの利用、ショートメッセージサービスの利用可否に係る予見性等の課題の解決が必要である」、ウィルコムからは「ユーザの選択肢が広がることによって市場の流動性が高まり、通信料金の多様化／低廉化が促進される」といった旨の意見が示されています。

考え方でございますけれども、35ページでございます。利用者のニーズといたしまして、携帯電話及びPHSの利用者に対するアンケートを実施いたしましたところ、PHS利用者の38%、携帯電話利用者の15%が番号ポータビリティを利用したいという結果が得られているところでございます。先ほど説明しました携帯電話の番号ポータビリティの利用率が約11%ということに照らしますと、15%という結果は必ずしも小さくはないといった状況、それからPHS利用者のうち約38%が利用したいという結果につきましても、これまで番号ポータビリティ制度がなかったことでニーズが高いのではないかと考えられるということでございます。36ページでございますけれども、こういったことで番号ポータビリティの導入につきましては、利用者利便の向上に一定の役割を果たすものと考えられるとしております。

②でございます。携帯電話とPHSの利用者への便益ということで、直接的な便益といたしましては、新たな電話番号を会社の取引先でありますとか知り合い、家族、友人等に周知する必要が生じていましたけれども、番号ポータビリティは移転の手続が簡素化されるとともに、こういった周知が不要となるなど、直接的な便益を受けることになる。

また、37ページには、間接的な便益といたしまして、ARPUの減少が携帯電話の

番号ポータビリティ導入後に起こっているということで、それぞれ市場規模に違いはありますけれども、番号ポータビリティの導入は、携帯電話の通話料金とPHSの通話料金が比較され、定額通話サービスの利用が増加するなど、番号ポータビリティを利用しない利用者への間接的な便益が生じる可能性があるとしております。

38ページでございますが、携帯電話とPHSの競争環境ということで、今回の検討に当たりましては、PHS事業者から番号ポータビリティを導入してほしいという強い要望が示されたところでございます。料金・サービス面における競争がさらに進み、サービスの多様化や料金の低廉化が進む可能性があるとしております。

39ページでございますけれども、結論といたしまして、番号ポータビリティの利用者への直接的な便益だけでなく、携帯電話とPHS間の料金やサービス等に係る競争を促進するというので、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当であるとしております。

40ページ、事業者対応ということで、選択中継サービスについて、まず書いております。

41ページでございますが、利用者利便の観点からは、選択中継サービスから発信できる番号とできない番号が生じないためにも、必要な改修を行うことが求められるとしております。あと、下のほうで、携帯電話、PHSの利用動向や選択中継サービスの利用動向を注視しつつ、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められるとしております。

また、42ページの上のところは、先ほど相田部会長代理からもございましたけれども、PHSへの発信であることを利用者が識別できる仕組みを導入して利用者保護を図ることが適当であるとしております。また、こういった改修等が円滑に行われるように、関係事業者間の検討状況のフォローアップ、必要に応じた調整の場を設けるといったことを書いております。

43ページも、電話端末の設定変更への対応ということで、基本的にはPHS事業者と固定電話事業者において選択中継サービスからの発信に対応することが求められるとしております。

44ページでございますが、その他、着信課金サービス、統一番号サービス、プリペイドサービス等につきまして、これまでも携帯電話及びPHSから利用可能であったことを考慮すると、利用者利便を損なわないために、こういったものからの発信を可能と

することが求められるとしております。

46ページ、ショートメッセージサービスでございます。現在、携帯電話間でショートメッセージサービスの相互接続が実施されておりますので、47ページ、考え方のところでございますが、こういったSMSサービスにおける発着信の可否が生じないことがわかりやすい。SMS相互接続を行うために、関係事業者におきましては、新たに接続するSMSサービスへの利用の増加の見込み等により、関係事業者の過度の負担とならない限り、利用者利便の向上の観点から、将来的なSMS相互接続に向けた検討を進めることが適当であるとしております。

(3) 利用者保護でございます。48ページの考え方でございますけれども、番号ポータビリティの導入に当たりましては、利用者保護の観点から、携帯電話とPHSの料金差に関する識別性確保に向けた措置の検討が必要である。携帯電話とPHS間の料金差は縮小しておりますけれども、こういった料金体系の違いにつきまして、事業者や国から利用者に周知するよう努めることが適当であるなどとしているところでございます。

また、49ページにおきましては、先ほどもございましたけれども、携帯電話とPHS間での料金差が生じている現状におきましては、PHS事業者において、発信の際に携帯電話と識別できるような仕組みを導入することが適当であるとしております。

(4) 公正競争の確保でございますが、主な意見といたしまして、NTTドコモから「公正競争の観点から特定の事業者が優位に取り扱われること等がないような配慮が必要である」というような意見が示されているところでございます。

50ページの上でございます。番号ポータビリティの導入に当たりましては、競争中立的な制度とすることが重要である。このため、事業者は、番号ポータビリティの実施に当たりましては、特定の事業者との間で有利または不利な条件を結ぶことがないよう、公平に番号ポータビリティが行われるよう努めなければならない。また、利用者利便の観点からは、一部の事業者間でのみの利用可能とすると、番号ポータビリティの仕組みが複雑となるなど、利用者の利便性を損なうため、特定の事業者間だけでなく全社によって実施されることが適当であるとしております。

第5章の最後、(5) 導入時期についてでございます。考え方のところでございますけれども、番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知、識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、070番号の導入時期とは必ずしも同時に行うべきとする必要

性はないとしております。

また、51ページでございますけれども、事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しましては、携帯電話とPHS間の調整等を踏まえて、ネットワークの改修に要する期間として2、3年程度の期間が必要と見込まれる。また、番号ポータビリティの導入に伴って、両サービスの内容、料金等に関する十分な周知期間を置いて導入されることが適当である。このため、総務省や関係事業者におきまして、周知広報に努めるとともに、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当であるとしております。総務省におきましては、利用状況を注視しながら、番号ポータビリティが円滑に実施されるよう、必要な制度整備等の検討が求められる。

なお、最終的に、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入に当たっては、利用者保護の観点から、第5章で検討しました選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはPHSが対応するなど、利用者から見て携帯電話とPHSとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当であるとしております。

最後の章、第6章でございます。52ページをご覧ください。番号の指定に当たりましては、NTT東西の第一種指定電気通信設備との直接接続を要件としてきているところでございますが、考え方のところでございますとおり、携帯電話事業者あるいは中継事業者のネットワークの性能向上によりまして、間接接続による品質劣化あるいは遅延などの技術的な問題は生じるおそれは少ない。このため、第一種指定電気通信設備との直接接続ではなくとも、一の事業者の網を介した間接接続による指定を可能とすることが適当であるとしております。

最後、54ページから「おわりに」に書いてございますが、これまで説明いたしました新たな携帯電話の番号数の拡大策と番号指定要件の緩和というところを概要的に書かせていただいております。

55ページ、最後でございますけれども、総務省におきましては、本報告書において講ずるべきとされている取組等を速やかに行うとともに、電気通信番号に関連する市場環境の変化を注視しつつ、電気通信番号の在り方に関する新たな課題等が生じた場合は、適時適切に検討を行っていく必要があるとしてございます。

56ページ以降は、説明の途中で若干ご紹介いたしました携帯電話、PHSの利用者に対するアンケートの概要をつけさせていただいております。説明は省略をさせていた

できます。

長くなりましたが、以上で電気通信番号政策委員会の報告書の説明を終わらせていただきます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言願いますが、いかがでしょうか。どうぞ、斎藤委員。

○斎藤委員　　「必要である」、「のほうが望ましい」あるいは「妥当である」、「適当である」という表現がいろいろあります。これを見ているとそうかなと思うんですが、何かしっくりしないものがあって、何だろうとずっと考えておりました。会社の役員会でこういう案件が出てきたときには、必ず「このような前提条件に基づいて予測をすると、こうなります。それにはコストがこのくらいかかります」というように、大まかな数字であってもコストが言及されるのですが、この場合には「改修が必要である」、「求められる」ということだけで、一体どのくらいお金がかかるのかわからないので、どうにも判断できない。居心地の悪さはそのせいだと思いつきました。コストは、翻って消費者に利用料としてはね返ってくるものですから非常に重要だと思うんですが、それがわからない。

また、どの事業者にどのくらいの負担がかかるのか、その形態によっても違うのかどうか、そのあたりがわかりません。M2Mはこれから伸びるだろうと肌感覚ではわかるんですけども、どういう前提にするとどのくらい伸びるだろうとい予測が大まかであってもあれば、もう少し納得しやすいんですが、それもわからない。確かに将来のことはわからないのですが、わからないままで報告として「望ましい」、「これが妥当である」という論調でいいのかなと疑問に感じています。

○山内部会長　　この点について、事務局、いかがでしょうか。

○中沢番号企画室長　　コストにつきましては、なかなか算出するのが難しい状況ではございますけれども、例えば番号ポータビリティの話に関して改修等が必要になるということがございますけれども、既存の携帯電話におきましては、既に番号ポータビリティが導入されていることもございますので、基本的に携帯電話で番号ポータビリティを導入したときのような大きな改修が必要になることはあまり想定しなくていいのではないかと。もちろん、PHS事業者では新たに、リダイレクションという方式ですけれども、そういった技術的な対応をしなければいけないので、若干大きめの改修は必要になるか

と思いますけれども、PHS事業者からも、ぜひこういった番号ポータビリティの導入をしたいということでございますので、対応可能な範囲におさまっているだろうと考えております。

また、M2Mの話につきましても、需要を予測するというのはなかなか難しい。それは、M2Mサービスはいろんなサービス形態が多分あるのだろうと思われま。その中で、どのぐらい携帯電話の番号が使われていくのか、全体のM2Mサービスの市場がどのぐらい伸びるのかがなかなか読みにくいところと、その中で携帯電話のネットワークシステムがどのぐらい使われるのかがなかなか読みにくいところがございます、今回はそれに必要な専用の電話番号等は設けなくて、当面、その状況を注視して、改めてそれに対する対応を検討していくことにしたいと考えているところでございます。

○斎藤委員 おっしゃられたことは理解したと思うんですが、今後、注視するという先延ばしをすることのほうがコストパフォーマンスがいいのかどうなのか、そのあたりの判断材料がないので、何とも申し上げられないなという感じでございます。

○山内部会長 今、第1点目におっしゃった改修等の費用等について、本文でどこか記述はありますか。

○中沢番号企画室長 具体的な金額等の記述はしていないところでございます。

○山内部会長 具体的じゃなくても、さっきおっしゃったように、どういったところにコストが発生し、その事業者はまた別の意味でも利点もあるというお話だったと思うんだけど、ある意味ではそういうコストベネフィット的なことは、どこかに記述はありますか。

○中沢番号企画室長 具体的な改修の中身につきましては、番号ポータビリティの関係で申し上げますと、43ページ以降にネットワークの概要等をつけて説明している状況でございます。

○山内部会長 これは、これからパブリックコメントでしたっけ。

○中沢番号企画室長 はい。今後、パブコメの募集という段階でございます。

○山内部会長 そしたら、今、斎藤委員からの意見で、ちょっと全般的に断定的に書き過ぎていて、特にコストの情報がちょっと不足しているというご意見であったと思うので、少しご考慮いただいたらよろしいのかなと。それから、前提条件をはっきりさせるということ、その辺も少しご考慮いただいたらいいのかなと思っております。

どうぞ。

○井手委員 以前の事業政策部会で、電話番号数の拡大ということでお話を聞いた記憶があるんですけども、今回、番号ポータビリティまで入っているわけで、その点についてちょっと質問させていただきたいと思います。というのは、070という番号を開放したことによって、現在、PHSで使っているのが番号ポータビリティをしないといけないとなったのか、あるいは携帯電話とPHSはほとんど同じサービスを提供していて、一定の取引分野、つまり同一の市場だと判断して携帯電話とPHSの番号ポータビリティをすべきだということから、070はPHSで使っているんだから、070を使うべきじゃないかとか、どういうストーリーでここに出てきたのが少しわからない。この報告書の一番最後、58ページのアンケート調査を見ると、携帯電話の利用者は、PHSを「あまり利用したいと思わない」と「全く利用したいと思わない」という人が大半で、PHSに流れることはほとんどないと考えていいと思うんですけども、逆の動きが全くないと考えると、同一の市場と考えるのは少しおかしいと思いますので、その辺のところを少し教えていただきたいと思います。

○山内部会長 これはどうしますか。

○相田部会長代理 では、私のほうから。

実は、そこのとらえ方は、電気通信番号政策委員会のメンバーの中でも少し温度差がございます。幾つかございまして、ここにも書いてありますけれども、実際、PHS事業者が今後の事業展開の上で番号ポータビリティをぜひ導入したいとおっしゃっているのが一つの側面と、そもそも070を挙げるときのところであれしているわけですけども、PHSサービスが始まった当初は、明らかにというのでしょうか、違う技術であったのが、今は、技術的に見ると、携帯電話で使われている技術とPHSで使われている技術と、もうあまり大きな差はない。始まったころにはNTTのPSTNの交換機にかなり機能を頼ってPHSのネットワークはつくられていたわけですけども、今はほとんど完全に独立したものになっている。そういう構造からはあまり差がないということで、先ほど斎藤委員からございましたように、実際、PHSと携帯電話との間の番号ポータビリティを導入することでどれだけ便益があるのかについて、結構議論はあったんですけども、携帯電話事業者間で番号ポータビリティが義務化されているのであれば、長い目で見れば、技術的にもほとんど同じものになってきているPHSと携帯電話との間での番号ポータビリティも、ある意味、自然なことなのではないかと。

ただ、どういうタイミングで入れるのかについて、先ほど申しましたように、やはり

ちょっと温度差があったところで、一応、最終的な報告書では、当面、070を開放した段階では、070の次に来る桁たを見て携帯電話なのかPHSなのか識別してユーザに対応してもらい、その上でいろんな網改修等の準備状況を見て、適当なタイミングでポータビリティを実施するというストーリーになっているんですけども、実際、エンドユーザの目から見ると、070の後ろの桁たを見て一生懸命どちらなのか考えなきゃいけないというのはユーザにとってもある種、負担ですので、最初から一気に番号ポータビリティに入ってくれたほうが、かえっていいのかもしれないということもありつつ、やや玉虫色の表現になっているところは否めないところかと思います。ただ、繰り返しになりますけれども、長い目で見れば、ある意味、PHSと携帯電話はもう一つの市場として見るのが流れであろうというところは、メンバーの意見の大体一致しているところではあるのですけれども、ちょうど今の080、090の番号がなくなるタイミングとの関係でどうなのかについては、メンバーの中でもやや温度差があるところだなと思います。

何か事務局から補足いただければ、ございますか。

○原口電気通信事業部長　最後の3%と14%のところですけども、母数で考えますと、携帯電話の利用者は1億2,000万という単位で、PHSは400万という単位ですので、3%は小さいように見えますけれども、仮に3%がPHSに移るとすれば、実はかなり大きなインパクトですので、そういう意味では、3%で希望者が少ないというよりは、十分ポータビリティへの希望があるとも考えられるのではないかなと思っています。

○井手委員　そういうことは、PHSと携帯電話は、これから競争政策を考えるときには同一の市場だと判断していいという考えでよろしいのでしょうか。その点だけ。

○原口電気通信事業部長　少なくとも、移動体で音声とデータをやりとりするという意味においては、同様のサービスだろうと認識しております。

○井手委員　わかりました。

それで、48ページに考え方というのがございますけれども、一番最後の下線を引いているところで、携帯電話とPHSの料金体系は違うわけで、これを同一の市場と判断すると、これから料金設定とか、いろんな競争上の問題が多分出てくるので、この辺はやはりきちんと対応していただきたいというのが要望です。

以上です。

○山内部会長　それでは、ご要望が出たということで、そのように処理をさせていただきます。よろしゅうございますか。

そのほかにいかがでしょう。

よろしければ、先ほど斎藤委員からご意見をいただきました。そのことについて、事務局と協議の上、若干修正させていただくことを前提として、この答申（案）を作成し、意見招請を行うこととしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長　ありがとうございます。それでは、そのように決定することにいたします。

なお、本件につきましては、報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどをいたしまして公告いたし、広く意見の募集を行うことにいたしたいと思っております。本件に関する意見招請の期間は、平成24年1月23日月曜日までといたします。

また、本件につきましては、電気通信番号政策委員会において引き続きご検討いただくことといたします。

災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方【平成23年10月4日付け 諮問第1216号】

○山内部会長　議事を進めさせていただきますが、3番目、最後に諮問第1216号、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」について、審議をいたします。

本件は、10月4日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問されました。ユニバーサルサービス政策委員会において調査検討を進めていただきました。本日は、その委員会での検討結果について、ユニバーサルサービス政策委員会の主査でいらっしゃいます菅谷専門委員から概要を報告していただきまして、その後に詳細について事務局からご説明いただきたいと思います。

それでは、まず菅谷専門委員からご報告をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○菅谷専門委員　それでは、まず私から、「災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方」の報告書について、簡単に概要を報告いたします。

既に今、部会長からご説明ありましたように、10月4日に総務大臣からの諮問を受け、災害等緊急時における有効な通信手段としての公衆電話の在り方について調査審議を積み重ねてまいりました。具体的には、10月11日に自由討議を行いまして、同月17日に電気通信事業政策部会との合同ヒアリングを開催し、11月8日に論点整理を行い、今月9日に報告書（案）を審議し、お手元にご置きます資料19-3-1のとおり、ユニバーサルサービス政策委員会としての報告書を取りまとめさせていただきました。

この資料19-3-1、報告書を1枚めくっていただきますと、目次がございます。第1章、「はじめに」というところで検討の経緯、検討の対象、第2章におきましては、災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方ということで、常設の第一種、第二種の公衆電話及び特設公衆電話に関する災害等緊急時における通信手段としての在り方を議論しています。

引き続きまして、第3章におきましては、このような公衆電話のユニバーサル制度との関係について、論点整理を行っているということでございます。具体的には2つのポイントがあるかと思えます。第1に、第一種公衆電話については、災害等緊急時における役割を含め、戸外における最低限の通信手段としての公衆電話の台数のレベルを引き下げることにならないように、現在の台数が全国で約10.9万台でございますけれども、それを維持することが挙げられます。第2のポイントとしては、さらに公衆電話の利便性の向上のため、公衆電話の位置情報を広く情報公開する。具体的には、NTT東西においてその設置場所を広く公開する。具体的には、NTT東西及び基礎的電気通信役務支援機関であります社団法人電気通信事業者協会及び総務省において、災害等緊急時における公衆電話の利用方法について周知する取組を行うということも含めて、情報公開を進めるという提言をしております。

詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

- 山内部会長　事務局から詳細の説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。
- 大村料金サービス課企画官　それでは、ご説明させていただきます。

資料19-3-1、目次の次のページ、1ページをご覧ください。4章立ての報告書の第1章、「はじめに」でございます。第1節は検討の経緯を記載したものでございます。今、主査からご説明がありましたように、部会と委員会での合同ヒアリングを行う

などして検討したのですが、一番下の段落でございますように、そのほかに被災エリアの自治体へのアンケート調査も実施しております。報告書の関係のところでは適宜、引用しておりますが、全体につきましては、参考資料として資料19-3-2の56ページ以下につけさせていただいておりますので、適宜、ご参照いただければと思います。

次の2ページをご覧ください。第1章の第2節、検討の対象として3点ほど整理しております。まず1点目は、検討の前提とする状況でございます。東日本大震災で通信インフラについてさまざまな状況が生じた中で、今回の検討は、東日本大震災において通信ニーズが増加する中で、機能停止を免れた公衆電話が通信手段として重要な役割を果たしたことなどを踏まえて、災害等緊急時の状況における通信手段の一つとして公衆電話がより有効に利用され得るものとなるよう行ったものでございます。

2点目として、検討の射程となる「災害等緊急時」でございます。これは、次の3ページでございますように、我が国では地震、台風、豪雨、豪雪など、さまざまな災害がございますが、そのような中で、災害の種類、程度などで違いはあるものの、通信ニーズが増加する中で、利用者の通信手段が制限され、機能停止を免れた公衆電話の利用が増加するというような東日本大震災時に見られた状況は、今後、発生するおそれのあるほかの災害においても同様に生じ得るものであることから、今回の検討では、主に東日本大震災時の状況を踏まえ、検討を行うことで、これら各種の災害にも適切に対処可能となることを目指したものでございます。

検討の対象の3点目、最後に検討の対象とした公衆電話でございます。公衆電話は、ご存じのようにユニバーサルサービス制度の対象となっております第一種公衆電話と、NTT東西が需要の多く見込まれる場所に利用の実態に応じて設置する第二種公衆電話がございます。また、そのほかに、災害等緊急時に避難所を中心に設置・運用される、いわゆる特設公衆電話がございます。今回の検討におきましては、検討の趣旨を踏まえ、これらのすべてを対象として行ったものでございます。

4ページをご覧ください。第2章、災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方でございます。第2章は、第1節から第4節まで、4つに分けて整理をされております。

まず、第1節で基本的な考え方を整理しています。1点目として、まず災害等緊急時における公衆電話の役割として、東日本大震災の際の状況などを踏まえ、5ページの最後の段落でございますように、災害発生直後からの固定電話や携帯電話が輻輳状

態にあるときのニーズ、また中長期的に被災エリアにおける避難所において生ずるニーズの2つのニーズのより確実な充足を目指すことが求められるとしております。

次に、基本的な考え方の2点目でございます。常設の公衆電話の収支等から見た検討の方向性です。6ページをご覧ください。公衆電話の収支ですが、最近では毎年度、約100億円程度の損失を計上しております、その中でユニバーサルサービスである第一種公衆電話の収支を見ましても、毎年度40億円程度の損失となっているところでございます。このような状況を踏まえまして、最後の段落で、費用対効果に配慮することが必要であることを整理しているところでございます。

7ページをご覧ください。第2節、常設の公衆電話に関する取組でございます。こちらが、主査からご説明のございましたポイントの1点目、第一種公衆電話の台数の在り方でございます。

まず、常設の公衆電話の現状でございますが、(1)で書かせていただいておりますとおり、設置台数、通信回数ともに年々減少してきている状況でございます。このような中で、(2)の1段落目でございますように、近年の携帯電話の普及などを踏まえ、第一種公衆電話の設置基準をより緩やかにしてもいいのではないかなどの意見が見られたところでございます。しかし、今回、東日本大震災を契機としまして、2番目の段落にありますように、公衆電話の災害等緊急時における通信手段としての有効性が改めて確認されたところでございます。

次のページをご覧ください。一方で、仮に維持すべき第一種公衆電話の台数を拡充することにしますと、いずれの方法をとったとしても一定の負担増になることが免れないということで、結論としましては、線が引いてあるところですが、第一種公衆電話の台数は、災害等緊急時における役割も含め、「戸外における最低限の通信手段」としてのレベルを引き下げることとならないよう、現在の台数、10.9万台を維持すべきであるとしているものでございます。

次に、9ページをご覧ください。第2章の第3番目、特設公衆電話に関する取組でございます。

まず、特設公衆電話のうち、災害発生後に設置されるもの、事後設置のものにつきましては、1の1段落目で書いておりますように、本年も東日本大震災の際、また9月にあった台風第12号の際に、それぞれNTT東日本、NTT西日本で運用されているものでございます。この事後設置の特設公衆電話につきましては、常設の公衆電話に比べ

て極めて低廉な費用で運用が可能であることから、災害等により避難所が開設された場合において速やかな対応を行うなど、これまで同様にNTT東西により取組が進められることが期待されるとしているものでございます。

次に、平時から避難所指定場所などに設置される事前配備の特設公衆電話につきましては、次のページで、事後設置の特設公衆電話と同様に低廉な費用で運用できることに加えまして、災害が発生した場合に速やかに運用を開始できるという利点もあることから、自治体等と連携しつつ、NTT東西により避難所において生ずるニーズや帰宅困難者のニーズを充足するために、効果的な場所への設置を進めるための取組が進められることが期待されるとしているものでございます。また、10ページの一冊下の段落にございますように、都市部における帰宅困難者の利用を想定した取組について、現在、NTT東日本で既に一部のコンビニエンスストアと連携した取組を開始しているところでございますが、そのほかにも、例えば帰宅困難者の滞留する主要ターミナルやイベントホールなどについて、施設の管理者等と連携して一層の取組の促進を図ることが望まれるとしているところでございます。

11ページをご覧ください。第2章の第4節、公衆電話の利用に関する利便性の向上のための取組でございます。こちらが主査からご説明いただいたポイントの2番目になるものでございます。内容は、4つに分けて記載しております。

まず1点目が、公衆電話の設置場所の情報提供についてでございます。これにつきましては、NTT東西は、これまで公衆電話の設置場所は一般的には公開していなかったところですが、早期にウェブページ等を活用して広く公開すべきであるとしております。また、公開に当たって、利用者の利便性に配慮して、地図の形式にすること、定期的な更新を行うこと、また終日利用できない公衆電話などを明らかにすることなどの工夫をすることが必要としております。また、自治体では防災マップの作成、配付などの取組を行っているところがございますので、次のページで、そういう自治体等の公的機関からの要望があれば、積極的に設置場所に関する情報の提供をすることが望ましいとしております。さらに、先ほどの特設公衆電話の事前配備されたものにつきましても、施設の管理をしている自治体側で支障が生じないのであれば、NTT東西においてウェブページ等で公開することが望まれるとしているところでございます。

利便性の向上のための取組の2点目が、利用者への周知でございます。公衆電話は、災害時優先電話である、局給電がなされるといった災害等緊急時に非常に有益である特

徴がございますが、それが必ずしも利用者に十分把握されていないという問題が指摘されてきました。また、通話料が無料化されたときの利用方法についても、なかなか周知が進んでいないという指摘がございました。

この通話料が無料化されたときの利用方法というのは、注の４７に書いているところですが、デジタル公衆電話の場合には硬貨やカードは不要で、受話器を上げればそのまま利用可能ですが、アナログ公衆電話の場合には、いったん硬貨やカードを入れないと電話ができないという違いがあるということがございます。

このようなことにつきまして、１３ページの下線部のとおり、関係のNTT東西、ユニバーサルサービス制度の支援業務機関である社団法人電気通信事業者協会、また総務省において、必要な事項の周知の取組を行うべきであるとしているところでございます。

利便性の向上の３点目が、特設公衆電話の発信者番号の在り方でございます。特設公衆電話については、そこに電話が着信してしまうことを回避するために、特設公衆電話から発信される通話の発信者番号について「非通知」とされているところでございます。したがって、着信側で「非通知」の着信を拒否している場合には、特設公衆電話から発信される通話を着信できないという問題があることが指摘されておりました。これを改善するために、下線部のとおり、特設公衆電話から発信される通話の発信者番号を通知することとし、その上で、通知された電話番号により当該特設公衆電話に発信がされた場合には着信することができない旨のガイダンスを流して着信させないという対処方法が考えられるのではないかとということで、そのような対応策を講ずることが適当であると提言しているところでございます。

利便性の向上の４点目、最後が常設の公衆電話の機能の高度化でございます。これにつきましては、１３ページの一番下の行にありますように、公衆電話の設置場所に無線LANの基地局を設置することで利便性の向上を図れるのではないかと意見があったところでございますが、１４ページの最後の段落のとおり、公衆無線LANサービスは平時から多くの電気通信事業者等が提供している状況にございますので、そのような状況を踏まえると、今後、そのような事業者の取組を見守ることが適当ではないかとしているところでございます。

次に、１５ページをご覧ください。第３章として、災害等緊急時における通信手段としての公衆電話の在り方を踏まえたユニバーサルサービス制度の在り方でございます。こちらは、第１節から第３節まで、３つに分けて整理しております。

まず、第1節が基本的な考え方でございます。16ページをご覧ください。下線部のとおり、現在のユニバーサルサービスは、平時か災害等緊急時かを意識するものとなっていないこと、またユニバーサルサービスの具体的範囲を定めるに当たって考慮すべきさまざまな観点に照らしますと、災害等緊急時のみに着目した措置により提供される電気通信役務をユニバーサルサービスとすることは慎重に対応すべきである点に留意する必要があるとしているところでございます。

そのような基本的な考え方を踏まえまして、17ページで、第2節、公衆電話の通話料等の扱いについて整理をしております。

第2節は内容が2つに分かれております。まず1点目は、公衆電話の通話料の無料化に係る損失の取扱いでございます。これは、NTT東日本が東日本大震災時に公衆電話の無料化の措置を実施したことに関し、無料化した通話料について一定の負担がNTT東日本にかかっているところですが、これをユニバーサルサービス制度の補てんの対象とすることが考えられるのではないかという指摘があったものでございます。

これにつきましては、17ページの一番下の段落でございますように、携帯各社でも通話料を無料にした端末を自治体などに対して提供するなどの取組を行っていたところでございます。そういうことを踏まえますと、18ページの1の最後の段落ですが、NTT東西の通話料無料化の措置について、ただちにユニバーサルサービス制度の補てんの対象とすることは適当ではなく、まずは災害等緊急時における各事業者の通話料の無料化の取組に関し、費用負担の在り方について関係事業者間で協議を進めることが必要と考えられるとしているところでございます。

2番目に、現在、ユニバーサルサービスの補てんの対象とされていない第一種公衆電話の県内市外通話の取扱いについてでございます。これにつきましては、(2)の1番目の段落でございますように、NTT東西から「災害発生時には平時と比べて県内市外通話のウエートが高くなる傾向にあること等から、見直しが必要なのではないか」との意見があったものでございますが、トラフィックについて、東日本大震災直後の3月11日を含む年度を通して見てみますと、19ページでございますとおり、平成22年度全体では、市内通信と県内市外通話の構成比は変わっていないという状況でございました。したがって、そのようなことを踏まえますと、ユニバーサルサービス制度の補てんの対象を拡大する事情変更が生じているとは言いがたく、第一種公衆電話の県内市外通信の損失をユニバーサルサービス制度による補てんの対象とすることは必ずしも適

当ではないとしているところがございます。

20ページをご覧ください。第3章の最後、第3節、特設公衆電話の扱いでございます。特設公衆電話の費用の取扱いにつきましては、NTT東西が自主的に取組を行うとしていること、またその取組が始まったばかりであることから、まずはこれまでどおりNTT東西における自主的な取組として進めることが適当であり、今後、必要に応じて、その状況を確認しつつ、改めて検討することが適当としているところがございます。

最後に、21ページ、第4章、「おわりに」でございます。「おわりに」では、特に2点ほど追加的な言及をしているところがございます。

1点目が3段落目でございます。現在、PSTN網のIP網への移行が検討されているところですが、公衆電話の機能についても一部、その影響を受けることが想定されていることから、そのような課題について速やかに検討を開始し、必要な対策を前倒しで行っていくことが望ましく、また適切なタイミングで情報提供を行うことが適当としているところがございます。

もう一つが、21ページの最後の段落ですが、ユニバーサルサービス制度につきましては、いわゆる「ブロードバンドアクセス」をどう扱うのかといった課題があることに言及し、それについて、時宜に応じた適切な制度の在り方について、不断に検討を行うことが求められているとしているところがございます。

報告書の概要は以上でございます。

○山内部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、ご意見、ご質問を受けたいと思いますが、ご発言はありますでしょうか。いかがでしょう。どうぞ、新町委員。

○新町委員　　報告書の中身に関しては、これで大変すばらしい、結構なものだと思うんですが、特に強調しておきたいのは、まさに12ページにも書いてございますように、利用者への周知徹底ということ。これはほんとうに徹底しておく必要があるということをお痛感いたしますので、せっかくこういう災害時における有効な通信手段というものができ上がっているにもかかわらず、その有効な通信手段ということを知らない国民は結構多いんですね。だから、ここはほんとうに周知徹底する必要があるということをお、あえて強調しておきたいと思っております。

○山内部会長　　ありがとうございます。

そのほか、いかがでございましょう。どうぞ、斎藤委員。

○斎藤委員 公衆電話を使うときは、大体、泡を食っていて小銭を用意していない、テレホンカードなんてもうとっくに使っていないということで、使いたいけど使えないことがよくあります。災害時には無料になるということですがけれども、自分一人の危機のときにはそういう対応がないわけなので、公衆電話が常に危機対応のツールとして普通の人が使えるようになったらいいなと思っております。

メンテナンスに非常にコストがかかるであろうことは想像ができます。硬貨を集めたりする人件費は多分ばかにならない金額だろうと思います。例えば自分の固定電話あるいは携帯電話にチャージできるような仕組みを付くっていただくとか、費用対効果に見合うかどうかわかりませんが、何らかの工夫をしていただけたらと思います。

災害時に無料になるのは大変ありがたいのですが、それよりも電話がつながるということ自体がありがたいとみんな思うと思いますので、必ずしも無料にする必要はない。それよりも、だれでもがお金も何もなくても使えるというサービスにしていっていただけたらいいなと思います。

○山内部会長 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょう。どうぞ。

○相田部会長代理 短時間によくおまとめいただいたということでもって、感謝申し上げたいと思います。

ただいま既に出ましたこととも関係するんですけども、3点くらいあるんです。

1つが、今の12ページの発信者番号の関係で、「電話番号が通知されるのではなく、『公衆電話』として通知されるため」というところなんですけど、もうちょっと正確に言いますと、番号非通知理由というところに「公衆電話」という項目が入っていくんです。これでほんとうに着信拒否の解除をする必要があるかどうかは、これまた受信側の電話器によっても違う可能性があると思いますので、これは少しご確認いただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

関連して、右側の13ページ、3の2つ目に「例えば、特設公衆電話から発信される通話の発信者番号を『特設公衆電話』として通知することが考えられる」と書いてあるんですけども、これも同じような理由で、おそらく是非通知理由のところに「公衆電話」を入れるのかなというところで、非常にテクニカルな細かいところですので、記述がこれで適当なのかどうかをご確認いただければと思います。それが1点目です。

それから、同じあたりにある利用者への通知というところで、もう一つ、停電のとき

にどうなのかについても、私もあまりはつきりしていないので、ご確認の上、必要ならばご記述いただきたいんですけども、私の理解だと、多分、停電になるとテレホンカードは使えないんだと思うんですね。アナログの電話だと、コインを入れて、かけて、コインがというので、多分、停電時はテレホンカードではかからなくなるんじゃないかなという気がするので、それもご確認いただいた上で、必要に応じて修正いただければと思います。

それから、またそれとも関係するんですが、具体的な記述としては21ページの、今もご紹介いただいたマイグレーションとの関係なんですけれども、デジタルの公衆電話がISDNを使っているの、それ自体が、現在のNTTの計画ではサービス中止になってしまうということでございます。今、言いましたように、現状のアナログの公衆電話は必ずコインがないとかからない状況なので、そこら辺との関係で、これはあえて書いていただく必要はないのかもしれませんが、このマイグレーションが進むと、とにかく現在のデジタルの公衆電話は使えなくなってしまうということについても何らかの意味で注意喚起していただくほうがいいのかということ、ちょっと申し上げさせていただきました。

以上、3点です。

○山内部会長　ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○大村料金サービス課企画官　相田先生からご指摘いただいた3点のうち、まず1点目、12ページ、13ページにあります発信者番号表示の件は、技術的にどういうふうに通知されているのかは調べさせていただきたいと思いますが、機能としては、着信側での着信拒否の設定として、非通知の拒否と公衆電話からの着信拒否と、別々に設定できることになっています。したがって、この報告書の考え方としましては、2の利用者への周知等として、一般の公衆電話からの「公衆電話」としての表示については、公衆電話からの着信の機能はこういうときには解除するようにはどうかということを書いているのに対して、3の特設公衆電話の方は「非通知」ですので、非通知着信拒否を解除するのは非常時であってもなかなか行いづらいため、機能として何らかに対応できないのかと書き分けをしているところでございます。

2点目の停電時の利用方法のお話は、ご指摘のとおりでございます。報告書で説明が十分できていないですが、参考資料の資料19-3-2の31ページに災害等緊急時

の公衆電話の利用方法を記載しております。

デジタル公衆電話とアナログ公衆電話で一部違うところがありますので、それを分けて記載しているところですが、下から2番目の停電時の利用方法のところ、基本的にどちらも通常どおりかけられますが、ご指摘のとおり、停電時にはカードは利用することができません。また、事前にご指摘いただいていたところで、停電時には、デジタル公衆電話の液晶の画面は消えてしまうものが多いのですが、それでもコインを入れれば使うことができるものです。このあたりも、ご指摘のように周知が必要なところと考えております。

最後のマイグレーションのお話につきましては、今回の検討では、「おわりに」に書いてございますように、こういう課題があることに言及させていただいたところにとどまっております、今後、検討していくことが必要と考えております。

○山内部会長 ありがとうございます。

ということは、技術的なところを確認して、もし必要であれば、特に2番目のカードを使えないという話は。

○大村料金サービス課企画官 参考資料では書いてあるのですが、本文で十分記載がされていないかもしれませんので、確認の上、ご相談させていただいて、必要であれば書き足したいと思います。

○山内部会長 相田先生、そういったことでよろしゅうございますか。

○相田部会長代理 はい。

○山内部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでございましょう。ありがとうございます。

そろそろ時間のほうもあれですので、今、ご指摘いただきましたとおり、技術的なところを確認の上、必要とすべきところについては修正を加えた上で答申（案）を作成し、意見招請を行うことにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○山内部会長 ありがとうございます。それでは、さようのように決定することにしたと思います。

なお、本件につきましては、報道発表するほか、インターネット等で掲載するなどして公告いたしまして、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請の期間は、平成24年1月23日月曜日までといたします。

また、本件につきましては、ユニバーサルサービス政策委員会におきまして、引き続き検討していただくことといたします。

## 閉 会

○山内部会長　以上で本日の議題は終了いたしました。議員の皆様から何かご発言があれば。よろしゅうございますか。

事務局から何かございますか。特によろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。

次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局よりご連絡をさせていただきます。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。